

令和元年

桑折町農業委員会会議録

第7回総会

令和元年7月16日

桑折町農業委員会

## 桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和元年7月16日 午後2時30分

2. 場 所 桑折町役場 第一会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 安 永 吉 克	2 古 川 清
3 佐 藤 徳 雄	4 小 野 策 七
5 朽 木 泰 男	6 佐 藤 親
7 浅 野 国 英	8 後 藤 益 男
9 浅 尾 日 出 夫	10 朽 木 直 博

### 農地利用最適化推進委員

松原・成田 佐藤春雄 松原・成田 浅野隆良  
伊達崎・下郡 石幡弘実

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員3名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第15号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長 朽木紀夫  
係長 石幡勝弘

主任主査 鈴木 克 仁

## 7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和元年第7回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第9条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

議事録署名委員を指名いたします。

4番 小野 策七 委員

5番 朽木 泰男 委員

会 長

それでは、総会日程第2の議案第13号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第13号、農地法第3条 整理番号1を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号1については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である佐藤春雄委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

佐藤委員

整理番号1について、現地を確認してきました。

申請地は現在、野菜を栽培しておりますが、取得後についても、同様の作物を

栽培する計画になっています。

今回、所有権移転により、譲受人の自作地に隣接する農地を取得することで、効率よく利用し、農業経営を行うものであります。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思います。

会 長            ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長            質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長            全員賛成ですので、議案第13号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局           **【議案第14号、農地法第5条許可事業計画変更 整理番号2, 3を朗読後、説明】**

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

整理番号2及び3については、一時的な利用に供するために行う一時転用の期間延長であり、また、利用の用途には変更はないため、期間を延長することにより周辺の農地に影響はありません。

会 長            ただいまの説明に関連して、地区担当である浅野隆良推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

浅野委員

整理番号2について、現地を確認してきました。

整理番号2については、当初、工場の増設工事を請け負い、露天駐車場及び表土置場をして一時転用許可となっておりました、

申請事業者は、新たな付随工事の発注を受けたため、平成31年1月の農業委員会総会で承認し、一時転用の期間を、令和元年7月15日まで変更しました。

今回、さらに新たな付随工事の発注を受けたため、一時転用の期間を、令和元年9月30日まで延長、変更する内容になっております。

利用の用途に変更はないため、期間を延長することにより周辺農地に影響はないものと考えます。

会 長

ありがとうございました。次に、佐藤春雄推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

佐藤委員

整理番号3について、現地を確認してきました。

整理番号3については、当初、東北自動車道 福島北ジャンクション工事を請け負い、現場事務所、現場寄宿舍及び駐車場用地として一時転用許可となっておりました。

申請事業者は、設計変更及び追加工事により、一時転用の期間を、令和2年6月11日まで延長、変更する内容になっております。

利用の用途に変更はないため、期間を延長することにより周辺農地に影響はないものと考えます。

会 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第15号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とし、整理番号4の所有権移転を審議いたします。

事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第15号、農業経営基盤強化促進法 整理番号4（所有権移転）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

以上、桑折町長より計画の決定を求められた案件です。現地調査の結果、計画の内容については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である石幡弘実推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

石幡委員

整理番号4について、現地を確認してきました。

申請地は、譲受人が以前から借り受けし、樹園地として耕作している農地であり、隣接している譲受人所有の農地もあります。引き続き桃を栽培することで同一地区内に農地を集積することとなるため、効率性の向上と経営規模の拡大が図られると思われまます。

また、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保も樹園地として維持管理していくということなので、支障はないと考えます。以上です。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

全員賛成ですので、整理番号4は原案のとおり決定いたしました。

次に、利用権設定を審議いたします。議事参与の制限の関係で、整理番号5から11、13から38、43を先に提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

**【議案第15号、農業経営基盤強化促進法 整理番号5から11、13から38、43（利用権設定）朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号5から11、13から38、43の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。それでは採決いたします。整理番号5から11、13から38、43について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号 5 から 1 1、1 3 から 3 8、4 3 は原案のとおり決定いたしました。

次に、整理番号 1 2 については、7 番 浅野 国英 委員が借受人となっておりますので、桑折町農業委員会会議規則第 1 7 条の規定による議事参与の制限により、整理番号 1 2 の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(7 番 浅野 国英 委員 退席)

会 長 整理番号 1 2 について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第 1 5 号、農業経営基盤強化促進法 整理番号 1 2 (利用権設定) 朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号 1 2 の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。整理番号 1 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号 1 2 は原案のとおり決定いたしました。

(7 番 浅野 国英 委員 入室し着席)

会 長 次に、整理番号 3 9 については、5 番 朽木 泰男 委員が借受人となってい



ますので、桑折町農業委員会会議規則第17条の規定による議事参与の制限により、整理番号39の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(5番 朽木 泰男 委員 退席)

会 長 整理番号39について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第15号、農業経営基盤強化促進法 整理番号39（利用権設定）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号39の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。整理番号39について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号39は原案のとおり決定いたしました。

(5番 朽木 泰男 委員 入室し着席)

会 長 次に、整理番号40、41については、6番 佐藤 親 委員が借受人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第17条の規定による議事参与の制限により、整理番号40、41の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(6番 佐藤 親 委員 退席)

会 長

整理番号40、41について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第15号、農業経営基盤強化促進法 整理番号40、41（利用権設定）  
朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号40、41の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。整理番号40、41について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号40、41は原案のとおり決定いたしました。

(6番 佐藤 親 委員 入室し着席)

会 長

次に、整理番号42、44から47については、9番 浅尾 日出夫 委員が借受人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第17条の規定による議事参与の制限により、整理番号42、44から47の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(9番 浅尾 日出夫 委員 退席)

会 長

整理番号４２、４４から４７について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第１５号、農業経営基盤強化促進法 整理番号４２、４４から４７（利用権設定）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号４２、４４から４７の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。整理番号４２、４４から４７について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号４２、４４から４７は原案のとおり決定いたしました。

(９番 浅尾 日出夫 委員 入室し着席)

会 長

以上を持ちまして、７月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。令和元年第７回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後２時５５分)